次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間　　令和　５年　４月　１日　～　　令和　７年　３月３１日

2.取り組み内容

|  |
| --- |
| 【目標】女性の平均継続年数を９年以上とする令和５年１月３１日現在の平均勤続年数男性社員の平均勤続年数・・・・１０.９８年女性社員の平均勤続年数・・・・８.７３年男性社員との平均勤続年数の差異を減らす |

〈対策〉

●令和4～５年度・・・・介護や育児が理由の職員への休業制度の説明を個々に行い、休業取得を促進する

●令和５～６年度・・・・休職の検討をしてもらい、復帰できるような環境づくりに取り組む

|  |
| --- |
| 【目標】社員一人当たりの有給休暇取得率を７５％とする現在の取得率は６９.４％程度 |

〈対策〉

●令和4～５年度・・・・有給取得が少ない従業員に対して個々に現場担当者を通じて取得を促進するように直接働きかける

●令和５～６年度・・・・有休取得が少ない従業員の計画年休を検討する

育栄管財株式会社

令和５年２月２０日策定